

令和3年度 建設工事に係る入札契約制度の改正について

◆社会保険等未加入対策について

建設工事において、公平で健全な競争環境を構築する観点から社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。以下同じ）に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすることが重要です。

このことから、法令に違反して社会保険等に加入していない建設業者を公共工事の元請業者から排除するため、本市では平成28・29年度の建設工事の競争入札参加者資格申請より、社会保険等の加入を資格申請要件とし、未加入対策を講じてまいりました。

また、今回、一次下請業者についても加入を要件とするとともに、受注者に対し、法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出を求めることで、社会保険等未加入対策の強化を図ります。

① 社会保険等未加入建設業者を一次下請負人とすることを禁止する

(1) 実施内容

社会保険等未加入建設業者を一次下請負人とすることを禁止する。

ただし、次の者は除外する。

- 1) 社会保険等の加入義務がない者
- 2) 許可を受けないで建設業を営むことができる者

(2) 対象

本市が発注する全ての建設工事

(3) 実施予定時期

令和3年4月1日以降に契約を締結する建設工事から適用

(4) 大分市建設工事請負契約約款を一部改正します

受注者が社会保険等未加入事業者と一次下請契約を締結することを禁止する条項を設けます。（約款第7条の2）

(5) 社会保険等の加入状況の確認方法

受注者から提出された、「施工体制台帳の《下請負人に関する事項》健康保険等の加入状況」欄等にて確認を行います。

(6) 一次下請業者が社会保険等未加入事業者の場合の措置

約款の規定に違反した場合は、指名停止及び工事成績評定の減点などの措置を取ります。